

令和6年第3回厚沢部町議会臨時会提案理由書

(令和6年11月29日)

令和6年、第3回、厚沢部町議会臨時会の開会にあたり、一言ごあいさつと、提案理由を申し上げます。

去る11月11日に第2次石破内閣が発足し、与党が過半数割れとなった「少数与党内閣」は、国民民主党と政策ごとに連携して進める新たな枠組みによる政権運営となりました。

22日に閣議決定された経済対策におきましては、国民民主党が主張する、いわゆる「年収103万円の壁」の見直しも明記されたところであります。

その他にも、物価高の影響を強く受ける低所得世帯向け給付金や電気・ガス代、ガソリン料金の補助の再開のほか、自治体が地域の実情に応じて物価高対策に活用できる重点支援などが盛り込まれております。昨日から始まった臨時国会において、補正予算の早期成立が求められているところでありますが、実施にあたっては、地方自治体の財政運営に支障がないよう財源が手当てされることが強く望まれているところであります。

当町としましても、こうした経済対策及び補正予算を活用して、国や北海道と連携を図りながら、まちの課題解決に取り組んでまいります。

次に、本日提案いたしました案件の概要について、申し上げます。

本臨時会に提案いたします案件は、財産の取得案 1 件、専決処分の承認を求める案 2 件の計 3 件であります。

議案第 1 号の財産の取得につきましては、ゼロカーボン・モビリティ導入事業に係る電気自動車の購入予定価格が、条例で定める額を上回ることにより、議会の議決を求めるものであり、去る 11 月 13 日、指名競争入札を行った結果、函館日産自動車株式会社が、784 万 6 千 731 円で落札し、現在仮契約中であり、本契約を締結したく、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、9 月の議会定例会で説明させていただきましたが、ゼロカーボン・モビリティ導入事業は、北海道の補助事業を活用し、太陽光発電設備の設置と電気自動車を導入する事業であり、発電した電力を電気自動車に使用し余剰電力は役場庁舎で利用するというものであります。

承認第 1 号の町有地の処分についての専決処分の承認を求めることにつきましては、緑町分譲地が 1 区画売れたことにより、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

承認第2号の令和6年度厚沢部町一般会計補正予算第5号の専決処分の承認を求めることにつきましては、衆議院解散に伴う選挙費に係る補正予算を地方自治法第179条第1項の規定より専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

以上が、本臨時会に提案いたしました議案の概要であります。

詳細につきましては、副町長、関係課長に説明にあたりますので、ご審議の上、ご賛同賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。